

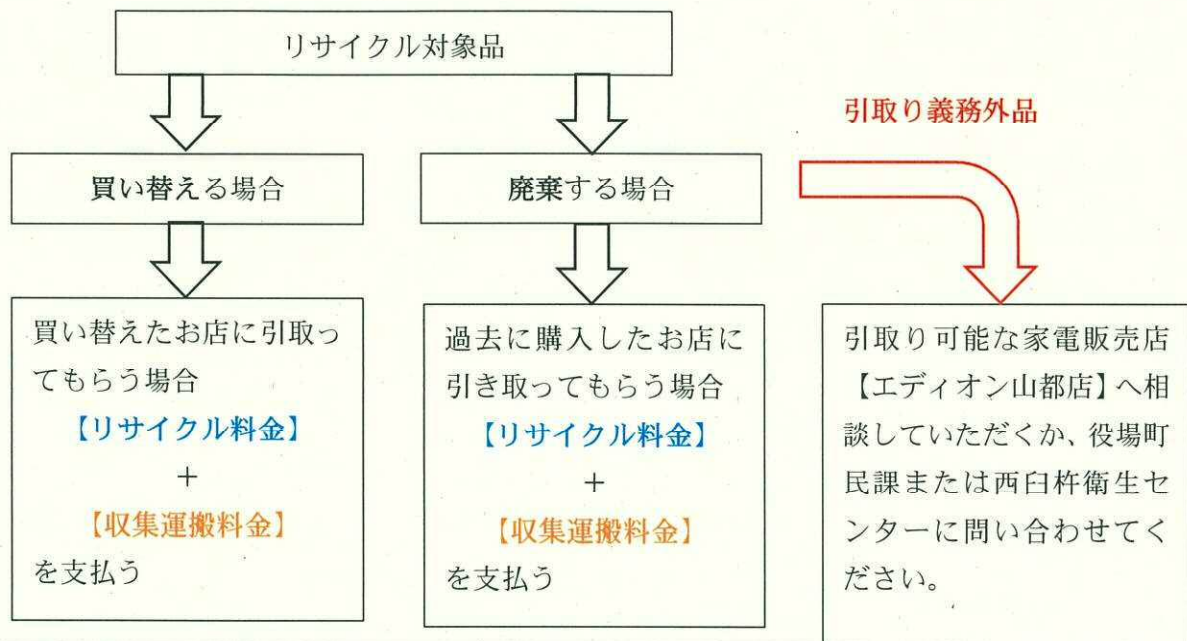
家電リサイクル法対象品の廃棄方法

【 2018.10 】

対象品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)

家電リサイクル法の対象品を買い替えまたは廃棄する場合には、【リサイクル料金】+【収集運搬料金】を支払ってもらう必要があります。なお、【収集運搬料金】はお店(家電販売店)によって異なります。

「買い替えたお店」や「過去に購入したお店」には**引き取り義務**がありますが、過去に購入したお店が分からない場合や廃棄する(買い替えでもない)場合は**引取り義務外品**になります。引取り義務外品を廃棄する場合は、引き取りが可能な家電販売店【エディオン山都店】へお問い合わせください。また、自ら家電リサイクル券を購入し、指定取引所に持ち込む方法もありますので、役場町民課または西白杵衛生センターへご連絡ください。



【 引取り義務外品の引取りが可能な家電販売店 】

エディオン山都店 TEL: 0967-83-1755

リサイクル料金 + 運搬料金 が必要となりますので、詳細につきましては、家電販売店へお問い合わせください。

自ら「**指定取引所**」に持ち込む場合は、「**家電リサイクル券**」が必要になります。リサイクル券は「**郵便局**」に備えてあります。廃棄する家電のメーカー・大きさなどを**リサイクル料金一覧表**で確認しリサイクル券に**必要事項**を記入して、郵便局で【**リサイクル料金**】を支払いリサイクル券を受け取り、指定取引所へ廃棄する家電と一緒に持ち込んでください。

持ち込む場合には、**事前に必ず取引所に連絡**をしてください。

【指定取引所】

「**延岡ダイキュー運輸(株)**」延岡市土々呂町 6-2923 , 久留米運送(株)内

☎0982-37-6431 , ファックス 0982-37-6432

*家電リサイクル券の問い合わせ

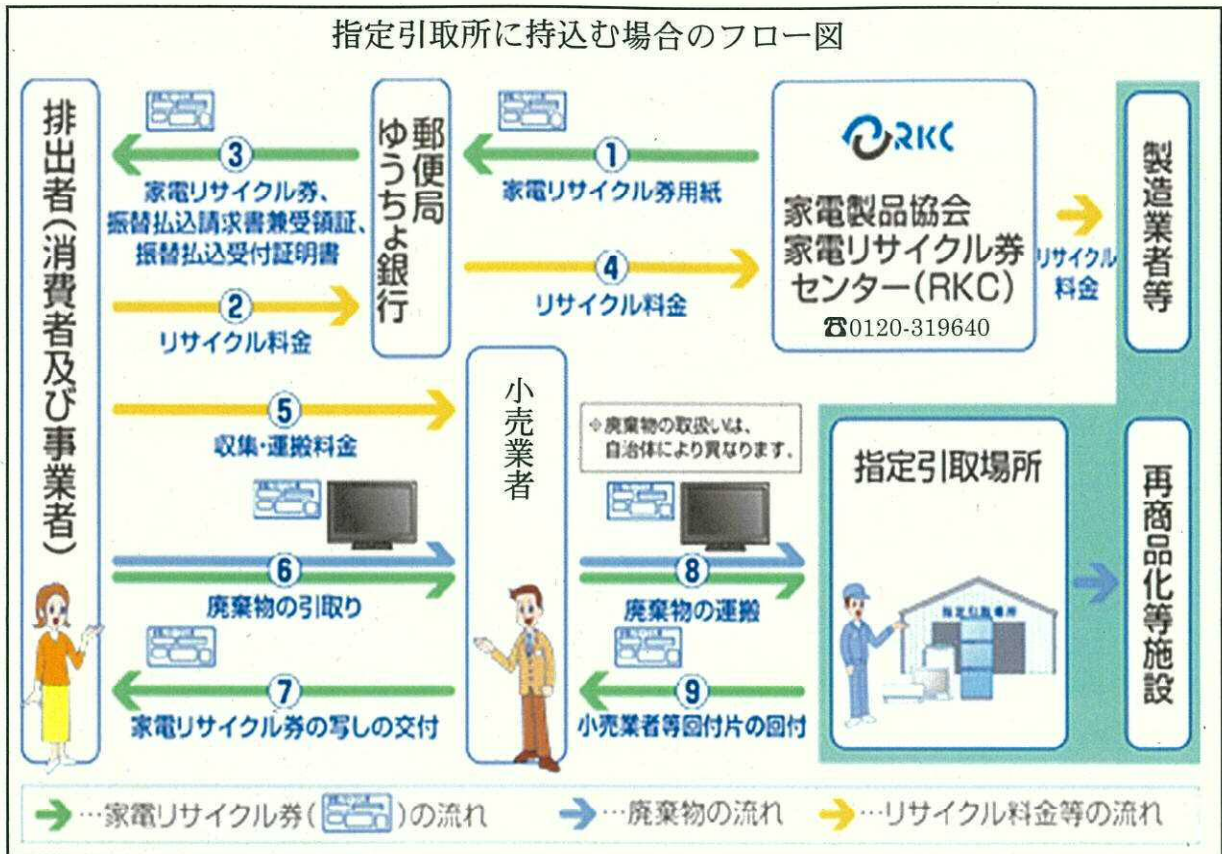
一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター ☎0120-319640

受付 午前9:00~午後6:00(日・祝日休み)

◆◆◆ 問い合わせ先 ◆◆◆

・西白杵衛生センター ☎72-2791 ・五ヶ瀬町 ☎82-1704 ・行政事務組合 ☎82-2903

指定引取所に持込む場合のフロー図



市町村は地域の小売業者（家電販売店）と連携し、その区域内にある特定家庭用機器廃棄物について全て小売業者が引き取る体制を構築することなど、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物についても、回収体制を構築することが必要です。まずは、小売業者に「内諾」をもらう必要があります。